

9.4 緑

9.4.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及びその選択理由は、表 9.4-1 に示すとおりである。

表 9.4-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①緑の状況 ②生育環境 ③土地利用の状況 ④法令等による基準等 ⑤東京都等の計画等の状況	植栽内容及び緑の量の変化が考えられることから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

(3) 調査方法

1) 緑の状況

調査は、既存資料調査及び現地調査による方法によった。

ア. 植生等の状況

調査は、「自然環境保全基礎調査 植生調査」（環境省自然環境局生物多様性センター）の既存資料の整理によった。また、現地調査により、計画地及び会場エリア内の植栽樹種の状況等を確認した。調査は、平成 26 年 7 月 25 日に実施した。

イ. 緑の量の状況

調査は、現地踏査により植生の把握を行い、緑の面積は、高木・中木・低木層の緑被面積を整理した。緑の体積は、緑被面積に高木・中木・低木層の平均高を乗じて整理した。

2) 生育環境

ア. 地形等の状況

調査は、「地形図」（国土地理院）、「土地条件図」（平成 26 年 12 月 国土地理院）の既存資料の整理によった。

イ. 気象の状況

調査は、東京管区気象台の気象データの整理によった。

ウ. 地域社会とのつながり

調査は、当該地域の利用状況において、緑の有する機能とのかかわりの整理によった。

3) 土地利用の状況

調査は、「東京の土地利用 平成 23 年東京都区部」（平成 25 年 5 月 東京都都市整備局）等の既存資料の整理によった。

4) 法令等による基準等

調査は、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）等の法令等の整理によった。

5) 東京都等の計画等の状況

調査は、「緑施策の新展開」（平成 24 年 5 月 東京都）、「植栽時における在来種選定ガイドライン」（平成 26 年 5 月 東京都）等の計画等の整理によった。

(4) 調査結果

1) 緑の状況

ア. 植生等の状況

既存資料による計画地及びその周辺の現存植生の状況は、「9.2 生物の生育・生息基盤 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 5)植生の状況」(p.118 参照)に示すとおりである。計画地及びその周辺は、「市街地」、「造成地」の占める割合が多くなっている。

計画地の南西側には有明テニスの森公園、東京臨海広域防災公園には「残存・植栽樹群をもった公園、墓地等」が分布している。また、現地調査による計画地及び会場エリア内の現存植生の状況は、「9.2 生物の生育・生息基盤 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 5)植生の状況」(p.118 参照)に示すとおりである。会場エリア内の現存植生は、セイタカアワダチソウ群落、チガヤ群落が広く分布し、東雲運河の周囲にカゼクサ-オオバコ群落が見られる。また、会場エリア内の南側は人工構造物と人工裸地となっている。

イ. 緑の量の状況

計画地内の大部分は未利用地となっており、計画地内の植生は、東雲運河の周囲に広がるカゼクサ-オオバコ群落内に、実生由来により自然繁茂した常緑広葉樹、落葉広葉樹がわずかに見られる。

計画地における緑の面積は約 20m²である。また、計画地内の緑の体積は約 70m³である。

2) 生育環境

ア. 地形等の状況

地形の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 3)地形及び地物の状況」(p.68 参照)に示したとおりである。計画地は、沖積低地に位置し、埋立てにより平坦化された人工地盤の区域となっている。計画地及びその周辺は、地盤面が T.P.+5m の平坦な地形である。

イ. 気象の状況

気象の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 2)気象の状況」(p.65 参照)に示したとおりである。計画地周辺の東京管区気象台における年間降水量及び年平均気温の平年値(昭和 56 年～平成 22 年)は、1,528.8mm、15.4℃である。

ウ. 地域社会とのつながり

(ア) 計画地及びその周辺の歴史

計画地及びその周辺は、平成 12 年度から平成 17 年度に埋立てられた地域で、土地利用は未利用地となっている。計画地の周辺には、東雲運河を挟んで北側の豊洲六丁目公園や計画地南側の東京臨海広域防災公園があり、広い芝地を中心としてその園内に高木が植栽されている。また、計画地南西側には有明テニスの森公園には、高木が植栽が広く存在している。これらの公園の緑は、人々の憩い・やすらぎの場として活用されている。

計画地内は未利用地であり、造成後に自然繁茂した外来種のセイタカアワダチソウ群落が広がっている。埋立後の時間経過が短いことから、樹木は外来種のトウネズミモチ、ハリエンジュの樹木が点在するのみとなっている。

(イ) 注目される樹木等

計画地及びその周辺で注目される樹木等はなかった。

3) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 4)土地利用の状況」(p. 68 参照)に示したとおりである。計画地は、平成12年度から平成17年度に埋め立てられた地域で、土地利用は未利用地となっている。計画地南東側には江東区有明小学校や江東区有明中学校、有明医療大学等の教育施設があるほか、集合住宅や倉庫・運輸関係施設が存在する。南側には東京臨海広域防災公園やシンボルプロムナード公園、南西側には有明テニスの森公園等の公園・運動場等があるほか、事務所建築物、宿泊・遊興施設等がある。

4) 法令等による基準等

都市緑地法等の緑に関する法令等については、表9.4-2に示すとおりである。

計画地は、江東区みどりの条例（平成11年江東区条例第36号）に基づき緑化基準が定められている。

表 9.4-2 緑に関する法令等

法令・条例等	責務等
都市緑地法 (昭和48年法律第72号)	(目的) 第一条 この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。 (国及び地方公共団体の任務等) 第二条 国及び地方公共団体は、都市における緑地が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければならない。 2 事業者は、その事業活動の実施に当たって、都市における緑地が適正に確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならない。
都市計画法 (昭和43年法律第100号)	(目的) 第一条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
東京における自然の保護と回復に関する条例 (平成12年東京都条例第216号)	(目的) 第一条 この条例は、他の法令と相まって、市街地等の緑化、自然地の保護と回復、野生動植物の保護等の施策を推進することにより、東京における自然の保護と回復を図り、もって広く都民が豊かな自然の恵みを享受し、快適な生活を営むことができる環境を確保することを目的とする。 (緑化計画書の届出等) 第十四条 千平方メートル以上の敷地(国及び地方公共団体が有する敷地にあつては、二百五十平方メートル以上とする。)において建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の新築、改築、増築その他の規則に定める行為を行おうとする者は、あらかじめ、規則に定める基準に基づき、緑化計画書(地上部及び建築物上の緑化についての計画書)を作成し、知事に届け出なければならない。ただし、第四十七条第一項及び第五項、第四十八条第一項並びに第四十九条第一項に定める行為については、この限りでない。
江東区みどりの条例 (平成11年江東区条例第36号)	(目的) 第1条 この条例は、江東区を健全で恵み豊かなみどりにあふれたまちにするため、みどりの育成と保全に係る措置を講じ、もって区民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。 (建築行為等に係る緑化計画) 第8条 規則で定める規模以上の敷地について規則で定める建築行為等を行おうとする者は、事前にその行為に係る敷地の緑化に関する計画書(以下「緑化計画書」という。)を区長に提出し、認定を受けなければならない。 2 前項の緑化計画書は、規則で定める緑化基準に適合するものでなければならない。

5) 東京都等の計画等の状況

緑に関する東京都の計画等については、表 9.4-3 に示すとおりである。

表 9.4-3 緑に関する計画等

関係計画等	目標・施策等
緑施策の新展開 (平成 24 年 5 月 東京都)	緑の「10 年後の東京」(平成 18 年)の折り返し地点を迎え、これまでに取り組んできた緑施策を踏まえ、同計画では、緑施策を強化し、発展させ、人と自然とが共生できる緑豊かな都市東京の実現に向け、東京都が取り組んでいる様々な施策の整理がなされたものである。
植栽時における在来種選定ガイドライン (平成 26 年 5 月 東京都)	東京都は、緑の「量」の確保に加え、生態系への配慮など緑の「質」を高める施策を進めており、その地域に自然に分布している植物(以下「在来種」という。)を増やすことで、在来の生きものの生息場所を拡大する取組を行っている。本ガイドラインは、都民や事業者が緑化をする際に参考となるものとして作成されている。
江東区みどりと自然の基本計画 (平成 19 年 7 月 江東区)	「江東区みどりと自然の基本計画」は、都市緑地法第 4 条に記されている「緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画(緑の基本計画)」として、今後 20 年間の江東区における「みどりと自然のまちづくり」を進めていくためのガイドラインとなるものである。 臨海地区の取り組み方針を『東京湾の水面を取り込み、みどりが映える新たな都市空間を創造するまち』とし、今後の都市開発の際に緑化を積極的に進めていくことや、防災拠点としての緑、豊洲・有明北地区への適正な都市公園の整備等を掲げている。
江東区 CIG ビジョン (平成 24 年 7 月 江東区)	「水と緑豊かな地球環境にやさしいまち」の実現を目指し、「江東区 CITY IN THE GREEN」の更なる推進のため、目指すべき都市像を示す「江東区 CIG ビジョン」が策定されている。同ビジョンでは、目指すべき都市像として「まちづくり」「文化創造」「区民生活」「協働」「基金活用」の 5 つ視点でビジョンを掲げている。 <5 つのビジョン> 1. 緑の施策の強化により「緑の中の都市」が実現している(まちづくり) 2. 江東区ならではの「緑を育む文化」を創造している(文化創造) 3. 「緑に親しむライフスタイル」が定着している(区民生活) 4. 区民・事業者・行政が一体となって推進している(協働) 5. 「みどり・温暖化対策基金」を積極的に活用している(基金活用) 「江東区 CITY IN THE GREEN」は、本区の緑化推進事業の総称であり、「江東区 CITY IN THE GREEN」により、区民の緑への愛着を育み、憩いのある都市空間を創出するとともに、地球温暖化やヒートアイランド現象の防止にも貢献することを目指している。

9.4.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は、以下に示すとおりとした。

- 1) 植栽内容（植栽基盤など）の変化の程度
- 2) 緑の量（緑被率や緑化面積など）の変化の程度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京2020大会の実施に伴う建設工事等での改変や施設撤去後の現状回復等において、緑に変化が生じる又は生じていると思われる時点とし、大会開催前、大会開催中、大会開催後のそれぞれ代表的な時点又は期間のうち、大会開催前、大会開催後とした。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺とした。

(4) 予測手法

予測手法は、東京2020大会の実施計画を基に、緑の変化の程度を把握して予測する方法によった。

(5) 予測結果

1) 植栽内容の変化の程度

計画地は未利用地であり、計画地内の大部分には外来種のセイタカアワダチソウ群落が広がるほか、一部にチガヤ等の草本群落が見られ、いずれも造成後に自然繁茂したものである。また、樹木は東雲運河の周囲に外来種のトウネズミモチ、ハリエンジュが点在しており、これらも実生由来の自然繁茂した樹木である。

事業の実施に伴い、計画地内に点在する実生由来のトウネズミモチ、ハリエンジュの樹木が伐採されるが、図 7.2-6（p.25 参照）に示したとおり、地上部緑化により約 4,360m²の範囲に高木、中木等を植栽する計画としている。これらの地上部の植栽帯には、東京湾岸に生育可能な樹種を考慮する計画としていることから、植栽内容は現況と比較して多様になると予測する。

2) 緑の量の変化の程度

計画地内は未利用地であり、計画地内には実生由来により自然繁茂した外来種のトウネズミモチ、ハリエンジュが点在するのみであり、これらの樹木の生育する緑の面積は約 20m²である。

事業の実施に伴い、計画地内に点在する実生由来のトウネズミモチ、ハリエンジュの樹木が伐採されるが、図 7.2-6（p.25 参照）にしたとおり、地上部緑化により約 4,360m²の範囲に高木、中木等を植栽する計画としている。したがって、現況と比べてより緑の量は増加すると予測する。

9.4.3 ミティゲーション

(1) 予測に反映した措置

- ・江東区みどりの条例における緑化基準（地上部緑化面積約 4,360m²、建築物上緑化面積約 2,240 m²、接道部緑化延長約 220m）を満たす地上部緑化約 4,360m²、建築物上緑化約 2,250m²、接道部緑化約 250m を植栽する計画としている。
- ・東京湾岸に生育可能な植物による緑環境の形成を行う計画としている。
- ・地上部緑化として、高木、中木等を植栽する。

(2) 予測に反映しなかった措置

- ・計画地の南東側に周辺住環境に配慮したバッファーとなる緑地を形成し、隣接して交流広場を整備することにより、広がりのある緑地を形成する計画としている。

9.4.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、法令等の緑化面積基準等とした。

(2) 評価の結果

事業の実施により、計画地内に点在する現況の樹木は伐採され、約 20m²の樹木が減少するが、新たに地上部緑化 4,360m²に高木や中木を植栽する計画としている。また、建築物上緑化 2,250m²、接道部緑化約 250m を行う計画としている。なお、伐採される樹木は実生由来の自然繁茂したトウネズミモチ、ハリエンジュといった外来種である。

本事業では、江東区みどりの条例に基づく緑化基準（地上部緑化面積約 4,360m²、建築物上緑化面積約 2,240 m²、接道部緑化延長約 220m）が定められており、緑化計画はこの基準を満たしている。また、「東京都再開発等促進区を定める地区計画の運用基準」（平成 27 年 3 月 東京都都市整備局）で示された基準を満たす計画である。

本事業の緑化計画は、図7.2-6（p.25参照）のとおりであり、計画地南東側には周辺住環境に配慮したバッファーとなる緑地を形成する計画としている。また、この緑地と隣接して交流広場を整備し、広がりのある緑地を創出する計画としていることから、未利用地である計画地内に都民や来訪者の新たな憩いの場を創出する計画である。

以上のことから、評価の指標は満足するものとする。